

1. 件名：原子力エネルギー協議会等との面談
2. 日時：令和元年11月1日（金）17：00～18：05
3. 場所：原子力規制庁8階会議室
4. 出席者：
原子力規制庁
長官官房技術基盤グループ技術基盤課 西崎企画官、成田課長補佐、山田係長
原子力規制部審査グループ実用炉審査部門 川崎安全管理調査官、照井審査官
原子力エネルギー協議会（以下「ATENA」という。） 部長、他2名
東京電力ホールディングス株式会社 担当者3名
東芝エネルギーシステムズ株式会社 担当者1名
5. 要旨：
 - ATENA から、次回の発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護系の共通要因故障対策等に関する検討チーム会合（以下「検討チーム会合」という。）に向けて準備すべき資料は、①自主的なバックアップ設備の構成・配置等についての説明資料、②デジタル安全保護回路の故障の検知に関する設計等についての説明資料、③自主的なバックアップ設備の設計上仮定している事象や達成基準についての説明資料、④諸外国のバックアップ設備の設置要件についての説明資料の4点で良いか確認があった。これに対し、原子力規制庁から、④については前回の検討チーム会合でのやりとりで諸外国の規制要件を根拠に原子力規制庁が示した要求事項に関する意見を述べるのであればその根拠となる海外調査結果等を準備されたい旨を述べたものであって、次回会合で用意するかどうかは事業者の意見や考え方等による点を補足し、①の説明資料については設定値比較部の設計、安全保護系と自主的なバックアップ設備との分離設計の説明を含むか認識の確認を行った。ATENA から、その認識のとおりである旨返答があった。
 - 出席者から、次回の検討チーム会合において最適評価の方法について議論を行うため、解析条件と結果の事例を示すことができるよう準備したいとの考えが示された。これに対し、原子力規制庁から、提案された代表的な事例等について検討チーム会合で議論することは可能かもしれないが、規制上の判断は申請に基づく審査において行われるので会合での議論は許認可等処分の判断とは直接関係しない点にあらかじめ留意しておく必要がある旨返答した。
 - 出席者から、次回の検討チーム会合において経過措置の考え方について議論を行うため、申請に必要な解析や工事に要する期間についての考え方を示すことができるよう準備したいとの考えが示された。これに対し、原子力規制庁から、経過措置として要する期間については明確な根拠を説明できるよう準備を進めてもらいたい旨返答した。

- 出席者から、火災に対して安全保護回路と多様化設備が同時に機能喪失しないよう設計することとの要求の考え方について質問があった。これに対し、原子力規制庁から、現状のバックアップ設備の設計に照らして前回の検討チーム会合で原子力規制庁が提示した要求内容に質問や意見があれば、次回の検討チーム会合で同設備の現状の詳細と併せて示してもらいたい旨返答した。
- 出席者から、本日の面談には PWR 事業者は出席していないため、面談の内容を PWR 事業者に伝えた上で、再度面談の機会を持ちたい旨の要望が示された。

6. 配付資料：

なし

以上